

保護者へのお願い

○規約について（ハンドブック終盤記載）

各クラブで作成した規約を厳守していただき、活動を行ってください。規約を変更する場合は規約に記載されている順序に従って変更してください。

○生徒への体調の配慮について

クラブ活動を熱心に行う生徒が増えていく中で、一番心配しているところは、活動を一生懸命に行いすぎて、体調を崩さないように家庭での見届けをお願いします。

※今年度においては1年目ということもあり、保護者並びに生徒に対する負担は、極力かからないようにしておりますが、次年度以降は若干、保険料等、受益者負担していただく部分もありますのでご理解ください。

生徒へのお願い及び約束

○充実した活動にするために

地域部活動（クラブ活動）を充実させるためには、伊達スポーツクラブ“藍”、または、各学校部活動で作成した規約（ルールやマナー）を必ず守って活動してください。

○問題が起きた場合

各クラブの代表、または幹部、保護者に相談をして解決してください。または、学校の部活動顧問に相談することもよいです。

○施設の備品・道具等が破損した場合

基本的には、各クラブの責任のもと修繕をお願いします。また、必ず使用した施設への報告をしてください。劣化等の場合は、使用した施設の責任者と相談します。

○欠席する場合

従来通り学校を活用し、「学校部活動」として活動している場合は、学校または顧問を連絡先とする。

主に休日（一部平日）、「地域部活動」として活動している場合は、直接連絡先となっている地域指導者の連絡先に連絡することとする。

指導者のお願い及び約束(指導の心得)

○指導について

宣誓書の記載されていることを必ず守ってご指導をお願いします。技術・生徒指導等について、中学校の部活動顧問と連携を図りながら指導してください。生徒たちは平日の学校生活があるため、健康状態・体調を考えながら指導してください。

○謝金について

謝金は1回の活動につき、時給1,600円とし、平日は2時間以内、休日は3時間以内打ち切りというかたちで支払わせていただきます。2時間(平日)、3時間(休日)以内の端数時間については、累積はせず、当日15分単位で切り上げ、または切り下げることとし、30分単位で支払うこととします。(1時間16分→1時間30分、2時間13分→2時間)

支払い方法は、銀行への振り込みです。謝金は3か月分をまとめて振り込ませていただきます。指定銀行は、伊達信用金庫です。もし、伊達信用金庫に口座がない場合は、開設をお願いします。

○問題等が起きた場合

基本的には緊急マニュアルに従ってお願いします。また、問題等がクラブ内で解決できない場合は、伊達スポーツクラブ“藍”へ相談をお願いします。

○指導の心得

一番は生徒たちが充実した活動を指導者・保護者・生徒で作りに上げてほしいと思いますので、行き過ぎた指導(体罰・暴言など)は厳禁です。生徒たちの気持ちを第一に考えながら指導をお願いします。また、生徒一人一人、能力や体力、技能の違いがあることを理解しながらお願いします。

○日本スポーツ協会倫理規定第4条

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。